

J R 東海労働組合関西地「申」第36号
2021年6月10日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「ワクチン職域接種」に関する緊急申し入れ

マスコミは6月4日、J R 東海が6月3日にコロナウイルスのワクチン接種について職域接種を21日から実施する方針を明らかにしたと報道した。報道によると、指令員や接客に携わる乗務員や駅係員など本体の8000人が対象で、社内の産業医や保健師が接種に当たるとされている。

このマスコミ報道では、J R 東海が職域接種を21日から実施するものと受け止められる。

よって、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉の場を設定すること。

記

1. 職域接種については政府、自治体より企業が積極的に進めるように要請されている。今回の報道にあるような職域接種について会社として実施する予定があるのか明らかにすること。
2. 職域接種の予定がある場合、その具体的な予定や進め方について明らかにすること。
3. 報道によると指令員、乗務員や駅係員などを対象としているがその根拠を明らかにすること。
4. 職域接種の対象は職種にこだわらず全社員を対象にして希望者には早急を実施すること。
5. 職域接種を実施するときは勤務時間内とすること。
6. ワクチン接種によって副反応、副作用が出た場合の勤務扱いは「ワクチン休暇」を新設し、本人の不利益とならないようにすること。
7. 職域接種に使用するワクチンの種類については事前に明らかにすること。
8. アレルギー等で、接種出来ない社員に対する対応を明らかにすること。
9. アレルギー等で、接種出来ない社員に対して接種の強要はしないこと。
10. 一回目の接種後に出向等により職場が変更になった場合、二回目の接種の取り扱いを明らかにすること。

以上